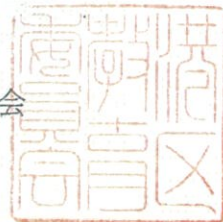




令和3年5月11日

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 深澤 祐二 様

港区教育委員会



### 高輪築堤跡の保存活用に関する要望書

平素より港区の教育行政に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

貴社が進める品川開発プロジェクト用地内の港区三田三丁目及び高輪二丁目所在の高輪築堤跡について、港区教育委員会は、令和3年2月12日付けで「高輪築堤遺跡の保存活用に関する要望書」をお送りし、極めて重要な近代化遺産である高輪築堤の遺構について「少なくとも高輪築堤調査・保存等検討委員会の見解と同様のスケールで保存すること」を要望しました。

貴社が4月21日にプレスリリースした「品川開発プロジェクト（第I期）における高輪築堤の調査・保存について」を受け、港区教育委員会として、意見を表明するとともに、改めて要望いたします。

まず、「橋梁部を含む約80メートルおよび公園隣接部約40メートルの2箇所を現地保存する」ということにつきましては、1～3街区の発掘状況を踏まえた港区教育委員会の要望書を最低限受け入れ、一部の建物計画を変更されたことは一定程度評価いたします。

その一方で、「信号機土台部を含む約30メートルを移築保存する」ことにつきましては、4街区が限定的に一般公開された4月10日からあまりにも短期間で4街区の遺構を現地保存しないと決定したということであり、歴史学の専門家をはじめ広く視察の機会と検討の時間を与えぬままの方針決定は、文化財保護に対する誠実さを欠くもので遺憾の意を表明します。4街区は、港区文化財保護審議会委員を務める有識者8人の見解では、「鉄道を安全に走らせるための技術の一つである信号機の土台跡と共に、高輪海岸の形状に合わせて建設された海上の築堤が380メートルにわたって検出されており、鉄道遺構らしい連続性を備えた様相を呈した貴重な遺構」とされたことから現地保存に向けた再考を強く期待いたします。

このような意見を申し述べた上で、4街区の再考に加えて、以下の4点について改めて要望いたします。

1点目、5・6街区については、築堤の「現地保存」を考慮した開発計画を策定すること。

2点目、記録保存調査については、詳細かつ慎重に行うこと。

3点目、高輪築堤の遺構を子どもたちに広く見学させる機会を設けること。

4点目、文化審議会文化財分科会から文化庁長官に当てられた「高輪築堤の保存について（建議）」にあるように、本遺跡の国史跡指定を目指して、関係機関と協力して、必要な準備・取組を進めること。

なお、最後に、貴社におかれましては、高輪築堤跡の保存・活用を通じて、日本初の鉄道事業の承継者として、その社会的責任を果たされることを期待します。